

議案第 5 号

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 2 月 8 日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 堀口 文昭

提案理由

平成 31 年度の保険料軽減判定所得の基準額の引上げ及び平成 31 年度以後の保険料均等割軽減特例について改めるとともに、所要の規定整備を行う必要があるため提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「第2号、第3号及び次項」を「以下この条」に改め、同項第1号の2を削り、同項第2号中「前2号」を「前号」に、「275,000円」を「280,000円」に改め、同項第3号中「前3号」を「前2号」に、「500,000円」を「510,000円」に改め、同条第2項中「前項第1号、第2号及び第3号」を「前項各号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第15条中「第1号の2及び第2号」を「第2号及び第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附則第4項の見出し中「平成29年度」を「平成31年度」に改め、同項中「平成29年度」を「平成31年度」に、「第14条又は第15条」を「第14条又は第15条に規定する基準に従い」に、「第14条、第15条又は附則第5項から第10項まで」を「平成31年度においては第14条若しくは第15条又は附則第5項及び第6項に規定する基準に従い」に改める。

附則第5項から第8項までを次のように改める。

（平成31年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

5 平成31年度において第14条第1項第1号の規定が適用される被保険者であって、賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がないものについての第14条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「10分の8」とする。

6 平成31年度において第14条第1項第1号の規定が適用される被保険者

であって、前項の規定が適用されないものについての第14条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

(平成32年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

- 7 平成32年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条に規定する基準に従い」とあるのは「平成32年度においては第14条若しくは第15条又は附則第8項に規定する基準に従い」とする。

(平成32年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

- 8 平成32年度において第14条第1項第1号の規定が適用される被保険者(賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。)についての第14条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「40分の31」とする。

附則第9項から第12項までを削り、附則第13項を附則第9項とし、附則第14項を附則第10項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。